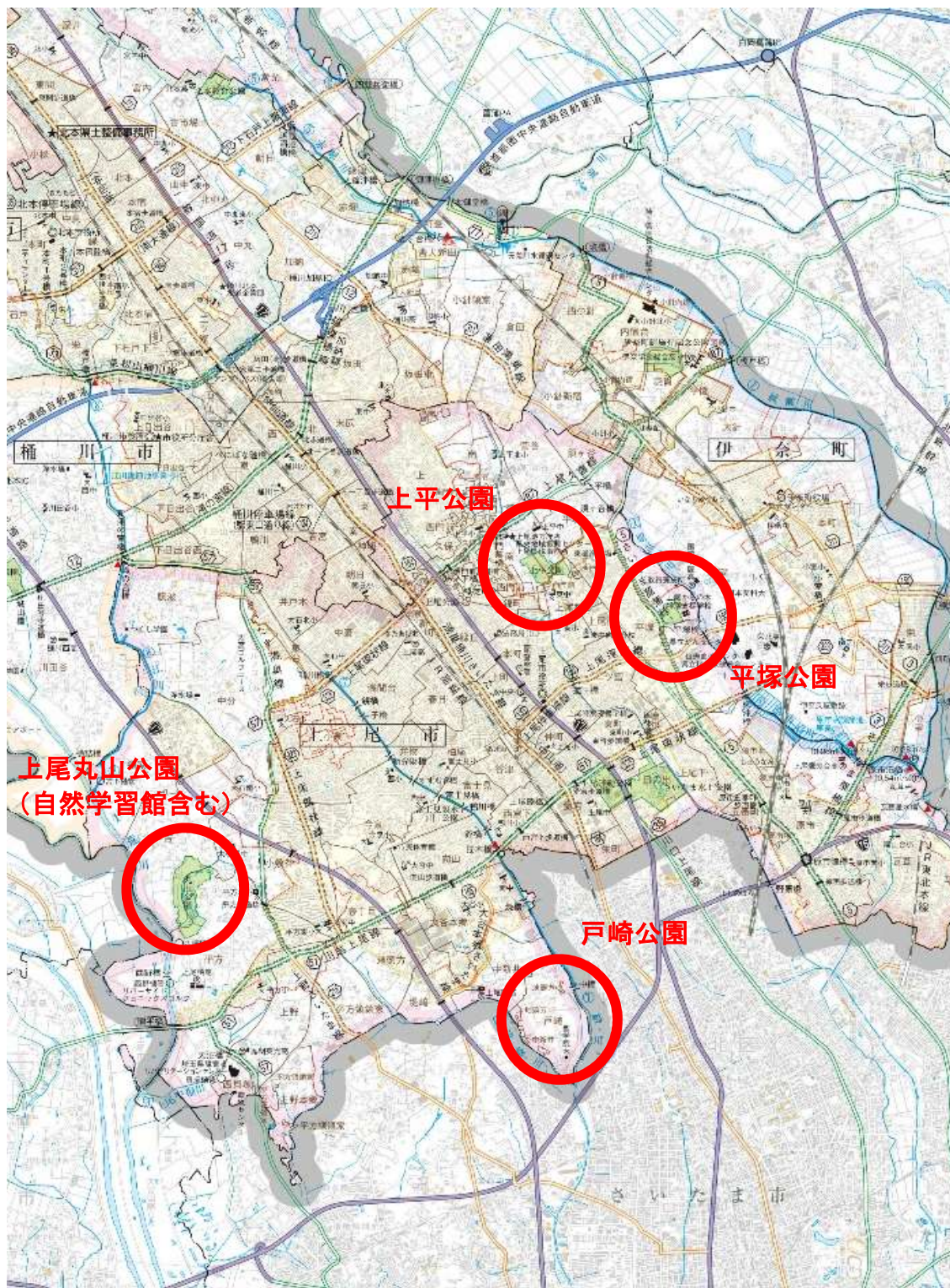


令和 7 年度 委 託 仕 様 書							
委託業務の名称		上尾市公園施設長寿命化計画更新業務					
業 務 場 所		上尾丸山公園外 3 公園					
路 河 川 名 称							
事 業 名							
委 託 大 要							
上尾市公園施設長寿命化計画更新業務 一式 【対象種別】 総合公園、地区公園 【対象公園】 上尾丸山公園、上平公園、平塚公園、戸崎公園 【対象面積】 148,800㎡、121,137㎡、36,446㎡、42,880㎡ (14.88 ha、12.10 ha、3.64 ha、4.29 ha)							

変 更 理 由							
備 考							
地 区	県南(北本県土整備)		労務費補正	1.00	機械経費（賃料）補正	1.00	
単価適用年月	令和07年05月01日付 公共						
工 期	当初	自		至			
		日数					
	変更				至		
経費適用年月	公共委託 令和06年度（令和07年4月以降）						
工 種	設計業務						
施 工 地 域							
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	委 託 価 格						
	消 費 税 相 当 額						
	合 計						
請 負	委 託 価 格						
	消 費 税 相 当 額						
	合 計						
	請 負 増 減 額						
週休2日区分							

委託箇所位置図



業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
設計業務01	1	式			
直接原価	1	式			
直接原価(積上)	1	式			
予備調書 総合公園	2	箇所			明 1 号
予備調書 地区公園	2	箇所			明 2 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設A	12	施設			明 3 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設B	7	施設			明 4 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設C	26	施設			明 5 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 橋梁	19	橋			明 6 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 木橋：10m以上15m未満	1	橋			明 7 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 木橋：152m	1	橋			明 8 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 設備	13	施設			明 9 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積100m2以下、築後10年以上30年未満	2	施設			明 10 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積100m2以下、築後30年以上	2	施設			明 11 号

業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積300m2以下、築後30年以上	3	施設			明 12 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積500m2以下、築後10年未満	1	施設			明 13 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積500m2以下、築後10年以上30年未満	1	施設			明 14 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積1000m2以下、築後10年以上30年未満	1	施設			明 15 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積1000m2以下、築後30年以上	1	施設			明 16 号
健全度調査と健全度・緊急度判定 建物総面積100m2以下、築後30年以上	3	施設			明 17 号
長寿命化計画の検討と策定 総合公園	2	箇所			明 18 号
長寿命化計画の検討と策定 地区公園	2	箇所			明 19 号
打合せ 中間 4 回	1	業務			明 20 号
直接経費	1	式			
旅費交通費(率計上分)	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			

業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

第 1 号 明細書					
予備調査 総合公園					
1箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
予備調査・総合公園 上尾丸山公園、上平公園	1	箇所			明 21 号
補正		%			
計					
単位当たり					

第 3 号 明細書					
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設A					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査と健全度・緊急判定	1	施設			明 23 号
補正		%			
計					
単位当たり					

第 21 号 明細書					
予備調査・総合公園 上尾丸山公園、上平公園					
10 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
資料収集と与条件の整理	10	箇所			明 36 号
現地概査	10	箇所			明 37 号
数量集計等のとりまとめ	10	箇所			明 38 号
計					
単位当たり					

第 23 号 明細書					
健全度調査と健全度・緊急判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査	1	施設			明 39 号
基準等への適合性判定	1	施設			明 40 号
健全度・緊急度の判定	1	施設			明 41 号
調査判定票等取りまとめ	1	施設			明 42 号
計					
単位当たり					

第 24 号 明細書					
健全度調査と健全度・緊急判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査	1	施設			明 43 号
基準等への適合性判定	1	施設			明 44 号
健全度・緊急度の判定	1	施設			明 45 号
調査判定票等取りまとめ	1	施設			明 46 号
計					
単位当たり					

第 25 号 明細書					
健全度調査と健全度・緊急判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査	1	施設			明 47 号
基準等への適合性判定	1	施設			明 48 号
健全度・緊急度の判定	1	施設			明 49 号
調査判定票等取りまとめ	1	施設			明 50 号
計					
単位当たり					

第 28 号 明細書					
健全度調査と健全度・緊急度判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
健全度調査	1	施設			明 47 号
基準等への適合性判定	1	施設			明 48 号
健全度・緊急度の判定	1	施設			明 49 号
調査判定票等取りまとめ	1	施設			明 50 号
計					
単位当たり					

第 34 号 明細書

長寿命化計画の検討と策定 上尾丸山公園、上平公園

1 箇所 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
基本方針検討	1	箇所			明 66 号
修繕または改築工法の検討	1	箇所			明 67 号
修繕または改築の時期の検討	1	箇所			明 68 号
消耗部材の交換計画	1	箇所			明 69 号
ライフサイクルコストの検討	1	箇所			明 70 号
長寿命化計画の取りまとめ	1	箇所			明 71 号
報告書の作成	1	箇所			明 72 号
計					
単位当たり					

第 35 号 明細書					
長寿命化計画の検討と策定 平塚公園、戸崎公園					
1 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
基本方針検討	1	箇所			明 66 号
修繕または改築工法の検討	1	箇所			明 67 号
修繕または改築の時期の検討	1	箇所			明 68 号
消耗部材の交換計画	1	箇所			明 69 号
ライフサイクルコストの検討	1	箇所			明 70 号
長寿命化計画の取りまとめ	1	箇所			明 71 号
報告書の作成	1	箇所			明 72 号
計					
単位当たり					

第 41 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
10 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第 42 号 明細書					
調査判定票等取りまとめ					
10 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師 (B)		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第 44 号 明細書					
基準等への適合性判定					
10 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第 45 号 明細書					健全度・緊急度の判定	
					10	施設 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計						
単位当たり						

第 47 号 明細書					
健全度調査					
10 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第 49 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
10 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第 52 号 明細書					
健全度・緊急度判定					
1 橋 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第 55 号 明細書					
調査判定票等取りまとめ					
1 橋 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第 56 号 明細書					
法令への適合性確認					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 57 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 58 号 明細書					
調査判定票等取りまとめ					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 60 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 61 号 明細書					
調査判定票等取りまとめ					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 62 号 明細書					
法令への適合性確認					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 63 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 64 号 明細書					
法令への適合性確認					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 65 号 明細書					
健全度・緊急度の判定					
1 施設 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第 66 号 明細書					
基本方針検討					
10箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（ A ）		人			
技師（ B ）		人			
技師（ C ）		人			
計					
単位当たり					

第 68 号 明細書					
修繕または改築の時期の検討					
10 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（ A ）		人			
技師（ B ）		人			
技師（ C ）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第 69 号 明細書					
消耗部材の交換計画					
10 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第 71 号 明細書					
長寿命化計画の取りまとめ					
10 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

諸 經 費 設 定 情 報

調 書		
		1/2
予備調査 総合公園		2 箇所
予備調査 地区公園		2 箇所
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設A		12 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設B		7 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 一般施設C		26 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 橋梁		19 橋
健全度調査と健全度・緊急度判定 木橋:10m以上15m未満		1 橋
健全度調査と健全度・緊急度判定 木橋:152m		1 橋
健全度調査と健全度・緊急度判定 設備		13 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 建設総面積100㎡以下、築後10年以上30年未満		2.0 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 建設総面積100㎡以下、築後30年以上		2.0 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 建設総面積300㎡以下、築後30年以上		3.0 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 建設総面積500㎡以下、築後10年未満		1.0 施設
健全度調査と健全度・緊急度判定 建設総面積500㎡以下、築後10年以上30年未満		1.0 施設

上尾市公園施設長寿命化計画更新業務 特記仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、次の業務に適用する。

業務委託名：上尾市公園施設長寿命化計画更新業務

委託箇所：上尾丸山公園外3公園

(履行期限)

第2条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(目的)

第3条 公園施設長寿命化計画は、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として策定するものである。業務の内容は、既往資料を基に公園施設に関する情報を収集し、現地確認を行った上で公園および公園施設に関する情報を整理する「予備調査」を行い、予備調査の結果を元に一般施設・土木構造物・建築物・各種設備の「健全度調査と健全度・緊急度判定」を実施する。そして、これらの結果から、「公園施設長寿命化計画の更新」を行い、その成果について報告書に取りまとめるものである。

なお、本計画は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（令和7年3月国土交通省発行）を参考にするものとする。

(業務対象)

第4条 本業務の対象は、上尾丸山公園（自然学習館含む）、上平公園、平塚公園、戸崎公園の4箇所とする。

(業務内容)

第5条 本業務内容は、次のとおりとする。

(1) 予備調査

予備調査は、既往資料から基礎的データを収集整理し、公園施設を予防保全型管理または事後保全型管理の対象施設に区分する「計画準備」と、作成した「調査票」に基づいて現地調査を行い、データの補完ならびに事後保全型施設に関する状況把握を行う「予備調査」を実施する。

① 計画準備

計画準備は、長寿命化計画の対象とする公園とその公園施設について、都市公園台帳や公園施設台帳等の収集と整理を行い、公園名称・種別・面積・開園年度等の基礎情報を整理するとともに、それぞれの公園に設置されている公園施設につい

て、施設種別・製造者・設置年数等の情報を収集する。得られた情報を元に、「健全度調査票」、「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」ならびに「公園施設長寿命化計画公園施設種類別現況（様式3）」の該当欄に取りまとめる。

合わせて、各施設ごとに「予防保全型管理を行う候補の施設」と「事後保全型管理を行う施設」とに区分する。なお、この区分については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

（2）健全度調査と健全度・緊急度判定

健全度調査等は、予備調査において「予想保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に、個々の施設毎に健全度調査ならびに健全度・緊急度の判定を行い、その結果を「健全度調査票」等に整理する。

また、遊具については、別途定期点検を実施していることから、対象外とする。

① 健全度調査

健全度調査は、「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、対象施設全体の状況（個別の施設の状況だけでなく、施設の配置や周辺を含めて確認する）と共に、より詳しく構造物や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、後の判定や計画の基礎情報とするために実施するものである。

調査は、予備調査による「健全度調査票」を用いて、撮影・記録等を行いながら各部材や消耗材ごとに劣化や損傷の状態を確認し、予防保全型管理における対策時期（補修もしくは更新時期）の想定や、必要に応じて施設本体とその周辺に存在する危険性の有無、公園の顔やシンボル等としての美観的価値について確認する。

調査方法等の詳細については、指針案に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

健全度調査は、多岐に亘る施設を様々な分野の技術者が行うこととなるため、調査者の技量や調査の実施方法などの詳細が異なることが想定される。このため、調査者ならびに調査方法等については、監督員との協議により決定する。

・一般施設

一般施設は、対象施設の全体および主要部材について目視、触診などにより確認し、「健全度調査票」に整理する。

・土木構造物

土木構造物は、構造物の種別ごとに既往のマニュアル等に準じて調査し、「健全度調査票」に整理する。

・建築物

建築物は、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査により確認し、「健全度調査票」に整理する

・各種設備

各種設備は、法令の規定等による点検や検査が行われているものは法定点検の結果を活用し、それ以外は定期点検保守が実施されている設備を対象として、既往の点検結果資料を基に目視による作動確認を中心として調査し、「健全度調査票」に整理する。

② 健全度・緊急度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、および安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。

(3) 長寿命化計画の検討

長寿命化計画の策定は、長寿命化のための基本方針、長寿命化対策の検討、ライフサイクルコストの検討等を行い、長寿命化対策や更新を行う年度や費用が適正にバランスするよう調整し、その結果を長寿命化計画として取りまとめる。

① 基本方針の設定

基本方針は、公園施設の長寿命化のための基本方針と、日常的な維持管理に関する基本方針を取りまとめる。前者では、予防保全型管理を行う施設と事後保全型管理を行う施設についての基本的な方針を設定する。

② 公園施設の長寿命化対策の検討

各公園施設ごとに、具体の長寿命化対策を検討し、その費用を算出する。計画期間を設定し、その間における長寿命化対策とその費用について検討する。基本的には予防保全型施設が中心となるが、合わせて事後保全型施設についても検討する。最終的に、個別施設の計画を並べ、公園全体としての平準化を図り、さらには対象自治体全体での平準化について検討する。

③ ライフサイクルコストの算出

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針案に基づくとともに監督員との協議により決定する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストが事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は、各施設ごとに「比較表」として取りまとめる。

(4) 報告書の作成

以上の結果を、公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検表等）として取りまとめる。

(5) 成果品

公園施設長寿命化計画報告書……A4 版簡易製本4部

原稿としての電子データ (CD-R) 1 枚

報告書に記載する調書および点検調査票等の内容は以下の通りとする。

- ・ 公園施設長寿命化計画調書 (総括表) (様式1)
- ・ 公園施設長寿命化計画調書 (公園別) (様式2)
- ・ 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況) . . (様式3)
- ・ 公園施設長寿命化計画基礎資料
- ・ 計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等 (ライフサイクルコスト算出根拠)
- ・ 各種施設の点検調査票および写真 (2) 長寿命化計画の策定
- ・ 打合せ記録簿一式
- ・ その他監督員が必要と認めたもの一式

(部分提出)

第6条 上尾市個別施設管理基本計画等評価幹事会・委員会に諮るため、令和7年12月末までに計画案の提出を求めるものとする。

(打合せ協議)

第7条 打合せ協議は、原則として業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回とするが、中間打合せ回数は受注後の協議により変更するものとする

電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本委託は、電子納品対象委託とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(電子成果品の作成)

第2条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領 (案) ・基準 (案) 及び、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に示された内容に基づいて作成する。

(電子成果品の提出)

第3条 成果品は、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R) で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により1部提出する。

(電子成果品の確認)

第4条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。